

大磯町小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

大磯町小児の医療費の助成に関する条例（令和2年大磯町条例第6号）の一部を次のように改正する。

題名中「小児」を「こども」に改める。

第1条中「小児」を「こども」に改める。

第2条第1項を次のように改める。

この条例において、「こども」とは、満18歳に達した日以後最初の3月31日までにある者をいう。

第2条第2項から第4項までの規定中「小児」を「こども」に改める。

第3条中「小児」を「こども」に改め、「（前条第1項の規定による中学校を卒業した日等の属する月の末日に入院し、当該入院が同日以後継続している者（以下「入院継続者」という。）にあっては、当該入院に係る医療に限る。）」を削り、「もの」を「者」に改める。

第4条中「小児（入院継続者を除く。）」を「こども」に改める。

第5条中「小児」を「こども」に改める。

第6条中「小児」を「こども」に改め、同条第3項を削る。

第8条中「小児」を「こども」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例は、施行日以後に行われた医療に係る助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この条例の施行日に交付されている本町の小児に係る医療費の助成を受ける資格を証する書面は、第4条の規定により交付された医療証とみなす。

（大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

4 大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年大磯町条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「小児」を「こども」に改める。

令和5年2月13日提出

大磯町長 池田 東一郎